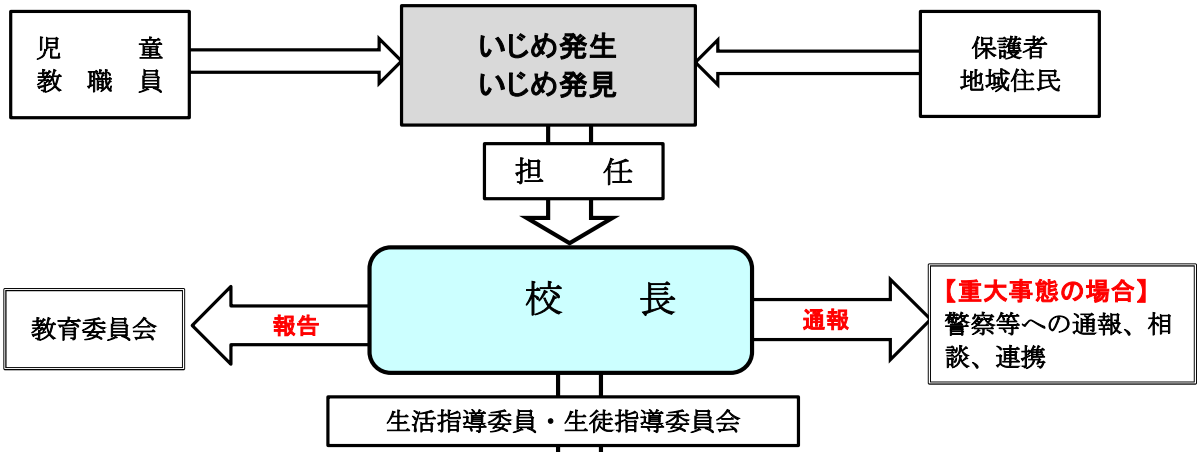


いじめ対応マニュアル



い・不・特・人委員会

(校長、教頭、教務、生徒指導担当、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、特別支援教育担当、人権教育主任、保健主事、関係職員等)

☆迅速かつ正確な情報収集

- ・いじめられた児童からの聴き取り（事実関係の確認）※複数の職員で聞き取り、記録をとる。
- ・保護者との連携（情報収集、保護者の意思確認）
- ・アンケートによる調査

☆的確な指示と早期対応

- ・対応の検討

重大事態の場合

緊急職員会議

(全職員)

- ☆全職員でいじめの状況把握と対応を検討する。
- ☆組織として指導・対応にあたる。
- ☆指導後も状況を把握し、再発防止に努める。

いじめ対策プロジェクトチーム

(い・不・特・人メンバー、錦町教育委員会、錦町保健センター、錦町住民福祉課、球磨教育事務所サポートチーム、県福祉事務所)

- ☆いじめの状況把握と対応を検討する。
- ☆錦町長及び警察への報告

対応
聴き取り

対応
聴き取り
アンケート

対応
情報

必要に応じ対応

いじめられている児童への対応

- ・学級担任
- ・学年主任
- ・生徒指導担当
- ・養護教諭等
- ※必要に応じてSC等によるカウンセリング

いじめている児童への対応

- ・学級担任
- ・学年主任
- ・生徒指導担当
- ・養護教諭等

保護者への対応

- ・学級担任
- ・学年主任
- ・生徒指導担当
- ・養護教諭等
- ※必要に応じて校長、教頭

保護者への説明

- ・PTA役員
- ・校長、教頭
- ・生徒指導担当

報道機関への対応

- ・窓口の一本化(校長)